

第20回
太平洋広域漁業調整委員会
議事録

平成26年3月10日
水産庁

1 開催日時

平成26年3月10日(月) 14:00~15:58

2 開催場所

南青山会館大会議室

(東京都港区南青山5丁目7-10)

3 出席委員

【会長】

学識経験者 松岡 英二

【都道府県海区互選委員】

青森県東部海区 二本柳 勝

岩手海区 大井 誠治

宮城海区 畠山 喜勝

福島海区 佐藤 康德

茨城海区 別井 一栄

千葉海区 赤塚 誠一

東京海区 竹内 正一

神奈川海区 宮川 満

静岡海区 宮原 淳一

愛知海区 船越 茂雄

三重海区 掛橋 武

高知海区 和田 義光

愛媛海区 佐々木 護

大分海区 平川 一春

宮崎海区 橋口 輝明

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 野崎 哲

漁業者代表	清水三千春
漁業者代表	清家 一徳
漁業者代表	本間 新吉
漁業者代表	鈴木 廣志
漁業者代表	壁谷 増光
学識経験者	山川 卓
学識経験者	高成田 享

4 議 題

- (1) 会長等の互選について
- (2) 太平洋南部キンメダイの広域資源管理に係る広域漁業調整委員会指示について
- (3) 広域魚種の資源管理について
- (4) 平成26年度資源管理関係予算について
- (5) その他

○事務局（城崎）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第20回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち、北海道の川崎委員、和歌山県の木下委員、徳島県の中野委員、漁業者代表であります石田委員が事情止むを得ずご欠席となっておりますが、委員定数28名のうち、定足数を超える24名の方々のご参加を賜っております。若干、岩手県の大井委員が遅れておりますが、後ほど参加の予定でございます。従いまして、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づきまして、本委員会は成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、水産庁の枝元資源管理部長より一言ご挨拶申し上げます。

○枝元部長

第20回の太平洋広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末ご多忙の中、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

日ごろより、資源管理、漁業調整など、諸課題にご尽力を賜りまして、あらためて御礼を申し上げます。

また、東日本大震災から、明日でちょうど3年ということでございます。これまでも、皆様方のご指導、ご支援を頂きながら、復旧、復興に努力してまいりました。水産庁といたしましても、今後とも全力を尽くしてまいる所存でございますので、引き続き、ご指導、ご支援、よろしくお願い申し上げます。

本日は、農林水産大臣選任委員の皆様におかれては、新しい任期が始まりました最初の委員会ということになります。このたび、新たに就任されました委員の方々もいらっしゃいますが、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議題でございますが、カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシ、マダラ、ホッケといったTAC対象外の広域重要魚種や、従来から取り組んでおります太平洋南部のキンメダイの資源管理について、ご議論いただきますとともに、国際的な管理が進められております太平洋クロマグロについて最新の資源評価をご報告し、今後の対応について、ご議論いただきたいというふうに思っております。

また、水産日本の復活に向けた取り組みといたしまして、「浜の活力再生プラン」と「浜の応援団」の説明をさせていただきますとともに、近日中に有識者からなる資源管理のあり方検討会を設

置いたしまして、今後の資源管理のあり方について検討することといたしておりますので、本日の機会にその概要についてご紹介をしたいというふうに考えております。

委員の皆様方におかれましては、是非、活発なご意見をいただきまして、また、私ども、皆様のご意見も踏まえ、資源の回復また管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（城崎）

続きまして、配付資料のご確認をさせていただきます。お配りしている資料ですが、まず、本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図となっております。

そして、本日の委員会でご説明差し上げる資料が1から6番までございます。

まず、資料1番がキンメダイに関するもの、資料2は資料の2-1から4までで、TAC対象魚種以外の重要広域魚種についての資料でございます。そして、2-5、2-5-2ということで、太平洋クロマグロに関する資料、そして3としまして、資源管理関係の予算の資料、資料4として、「浜の活力再生プラン」の資料、資料5としまして、「浜の応援団」の資料、そして資料6としまして、「資源管理のあり方検討会」の資料でございます。

配付の資料は以上でございますが、不足等がございましたら、会議中でも構いませんので、事務局までお申しつけいただければと思います。

本日は、報道関係の方々がいらっしゃっておりますが、カメラ撮影はここまでということで、是非ともご理解いただければというふうに思っています。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の第20回の委員会は、冒頭もご紹介がありましたように、第4期の委員の方が全て揃った初めての会合でございますので、会長及び会長の職務を代理する者を選任していただきたいというふうに考えております。会長及び会長の職務を代理する者が選するまでの間は、水産庁の熊谷資源管理課長が仮の議長を務めさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（城崎）

はい、ありがとうございます。

それでは熊谷課長、よろしくお願いいたします。

○熊谷課長

管理課長の熊谷でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

僭越ながら、仮の議長ということで務めさせていただきたいと思っております。

議事に入ります前に、今回の大臣選任委員の改選に伴いまして、2名の方が新たに委員となっております。ご紹介いたしますとともに、一言、ご挨拶をお願いいたします。

漁業者代表の清水三千春委員です。よろしくお願いいたします。

○清水委員

清洋水産の清水です。初めてですのでよろしくお願いいたします。

○熊谷課長

続きまして、同じく漁業者代表の壁谷増光委員でございます。

○壁谷委員

愛知県沖合底びき網漁業協会の壁谷です。よろしくお願いいたします。

○熊谷課長

ありがとうございました。

それでは、議題1について、事務局より概要をご説明をお願いいたします。

○事務局（城崎）

それでは、冒頭にお配りしております委員名簿をご覧ください。

本委員会につきましては、太平洋の区域内に設置されます海区の漁業調整委員会の委員から都道府県ごとに互選をされた委員18名の方々、そして農林水産大臣が選任いたします漁業者代表の方々7名、そして、学識経験者が3名の合計28名で構成されております。

委員の任期につきましては、都道府県互選委員につきましては、平成25年10月1日から平成29年の9月30日までの4年間。大臣選任につきましては、平成26年3月1日から平成30年の2月28日までの4年間というふうになっております。なお、本委員会の会長は、漁業法第114条で準用いたします同法第85条第2項の規定によりまして、また、会長の職務を代理する者につきましては、漁業法施行例第3条第2項の規定によりまして、委員が互選することと規定されております。簡単ですが説明は以上でございます。

○熊谷課長

ありがとうございます。それでは、会長及び会長の職務を代理する者につきましては互選ということでございます。どなたか立候補される方、またはご推薦される方がいらっしゃいましたら、お申し出いただければ幸いです。

船越委員をお願いします。

○船越委員

私、愛知県の船越と申します。推薦につきましてご提案申し上げます。本委員会は広域的な資源

管理につきまして、協議や調整等を行う場でありますので、中立的な立場の学識経験委員の方が適任だと考えます。そこで、会長につきましては、前回に引き続きまして学識経験委員の松岡英二委員に、そして、また会長の職務代理につきましては、同じく学識経験委員の山川卓委員にお願いしてはどうかということで、ご提案申し上げます。

○熊谷課長

ご意見、ありがとうございます。

ただいまの船越委員のほうからのご提案を皆様にお諮りしたいと思います。会長を学識経験委員の松岡英二委員に、また、会長の職務代理には同じく学識経験委員の山川卓委員にお願いしてはどうかということでございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○熊谷課長

ありがとうございます。それでは、会長は松岡英二委員、会長の職務を代理するものは山川卓委員にお願いしたいと思います。

お二人におかれましては、前期に引き続いての就任でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、会長及び会長の職務を代理する者が互選されましたので、以降の議事進行は松岡会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松岡会長

ただいま、会長にご指名いただきました松岡でございます。よろしくお願いしたいと思います。当委員会の担当海域でございますが、東日本大震災からの復旧復興が急がれるという、大変大きな問題を抱えております。同時にこの海域での地域の基幹産業であります水産業の復興というのが、まず大事なことではないかと考えております。

その水産業の復興のためには、やはり水産業というのは、基本的には資源がもとなっており、水産業は資源があつての水産業ではないかと考えておるわけでございます。この太平洋海域という、大変広い海域での資源管理、それから漁業調整という私どもの仕事は、その意味でも大変重要な仕事ではないかと考えておるわけでございます。

このたび、会長に就任いたしましたので、委員の皆様のご支援とご協力をいただきながら、円滑な議事の運営に努めてまいりたいと考えております。もとより未熟でございます。皆様のご支援とご協力をいただきながら、円滑な議事運営に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、会長の職務を代理する者に就任していただきました山川委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山川代理

会長の職務を代理する者ということで、ご指名いただきました山川です。会長の身に万一のことが生じた場合、そういったことはないものと思いますけれども、そういうことがもし生じた場合に、職務代理ということで務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○松岡会長

ありがとうございました。ここで議事に移ります前に、本日、水産庁からは、枝元資源管理部長のほか多数の方々にお越しいただいております。ご紹介させていただきたいと思います。

まず、遠藤資源管理部審議官でございます。

○遠藤審議官

よろしくお願いいたします。

○松岡会長

熊谷資源管理部管理課長でございます。

○熊谷課長

よろしくお願いします。

○松岡会長

内海資源管理部漁業調整課長でございます。

○内海課長

内海です。よろしくお願いします。

○松岡会長

加藤資源管理部管理課資源管理推進室長でございます。

○加藤室長

よろしくお願いいたします。

○松岡会長

それでは、続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。事務規定第12条によりまして、会長の私からご指名させていただきたいと思います。

都道府県海区互選委員からは愛知県の船越委員、農林水産大臣選任委員からは清家委員、以上のお二方に議事録署名人をお願いしたいと思います。どうか、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議題2に入らせていただきたいと思います。

議題2は太平洋南部キンメダイの広域資源管理に係ります広域漁業調整委員会指示についての議題でございます。事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

それでは、資料の1番をお手元にご用意いただきたいと思います。

キンメダイを目的とする漁業につきましては、太平洋の公海で操業するもの、それと各都道府県の管轄水域で操業するものに大きく分かれております。このうち、特に房総半島や伊豆諸島で操業するものにつきましては、関係する漁業関係者によりまして設立された協議会を通じて資源管理の取り組みが行われているわけでありましたが、これにつきましては、例年秋の広調委で報告させていただいているところでございます。

これら以外の日本の排他的経済水域で操業するキンメダイを目的とした底刺し網漁業につきましては、この太平洋広域漁業調整委員会の承認漁業として管理をしているところでございまして、平成25年度につきましては、昨年春の広調委で出しました委員会指示第14号に基づいて1隻を承認して操業が行われているところでございます。その操業の対象区域といいますのは、資料の1番の下の方にあります斜線の部分、これが規制水域となっております。そして、この海域で動力漁船を使って底刺し網を用いてキンメダイをとることを目的として漁業を営む場合には、この太平洋広域漁業調整委員会の承認漁業を得ることが必要であるとしております。

そして、2番目にあります承認の対象者としましては、平成25年に発動している委員会指示第14号の承認を受けて、キンメダイ底刺し網漁業を営んだ実績を有する者であって、当該実績にかかる船舶または、その代船をこの漁業に使用する者を承認の対象とする考えでございます。

そしてもう1ページめくっていただきますと、2ページ以降、指示の内容が書いてございます。基本的なことは、今ご説明したとおりですが、1番の定義のところでは、規制海域の範囲ですとか、キンメダイ底刺し網漁業がどういうものかということを確認に定めた上で、操業の承認を得ることが必要であるということが書いてございます。

そして、3番目は承認を受けた漁業者が果たすべき義務ということで、承認証の備付けですとか、承認番号の表示、そして次のページでは、漁獲実績報告書提出などを義務づけると、そのような内容になっております。

そして、7ページをごらんください。7ページには、この承認にかかります事務取扱要領を定めることとしております。細かな事務手続きにつきましては、この事務取扱要領に沿って処理しております。内容につきましては、従来どおりで変更ございませんので、この場での説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局からご説明がございました太平洋南部キンメダイ委員会指示の内容でございます。これに関しましてご質問、ご意見等がございましたらお受けしたいと思います。

赤塚委員、お願いいたします。

○赤塚委員

指示の内容は、今まで出ていたものと内容的には同じということよろしいでしょうか。

○事務局（城崎）

それについては、有効期間が本年の4月1日からに変わるということで、それ以外の変更はございません。

○赤塚委員

漁獲成績報告書を提出することになっていますが、報告書から読み取れる操業の位置ですとか、回数ですとか、量ですとかというのは、把握していると思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○事務局（城崎）

操業の総量につきましては、平成24年が6回水揚げをして79トン、平成25年が6回水揚げをして49トンというのが、現状でございます。細かな操業の場所については、今、手元に資料がございませんが、後ほどご回答したいと思っております。

以上でございます。

○松岡会長

赤塚委員、よろしいでしょうか。そのほかの委員の方で、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。この案件につきましては、毎年お諮りしております。先ほどもご質問がありましたように、大きな変更は特にないということでございます。

それでは、よろしいでしょうか。本委員会としまして、この太平洋広域漁業調整委員会指示第18号を発動するということとして決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松岡会長

ありがとうございます。それでは、あわせて、今後の事務手続上の部分的な修正、それから文言の訂正等がございましたら、それにつきましては、私にご一任いただきたいと思います。あわせてお伺いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松岡会長

ありがとうございます。それでは、事務局のほうは、この委員会指示につきまして、事務手続を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の議題でございます。議題3、広域魚種の資源管理について、お諮りしたいと思います。資料は、先ほどご説明がありました資料2でございますけれども、この資料でございますように、本日は大きく2つの議題を予定しております。まず、一つ目のTAC対象以外の広域魚種、広域重要魚種、5種類ございますが、これまで、広域漁業調整委員会とか、水政審での議論を踏まえて、今回、事務局のほうで資料を用意していただいたとお聞きしております。資料2-1から2-4までをまず、事務局からご説明をお願いしたいと思います。質問等につきましては、事務局の説明が終わりまして、一括してお受けしたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局（城崎）

それでは、まず、資料の2裏表の1枚紙をご用意いただきたいと思います。広域重要魚種でありますカタクチイワシ、ブリ、ホッケ、ウルメイワシ、マダラのこの5魚種につきましては、水産政策審議会資源管理分科会におきまして、TAC対象魚種に追加する候補として議論が行われてまいりました。現時点では、TAC魚種に追加する必要性は低いが、引き続き検討することとされております。これを受けて、各広域漁業調整委員会では、これら5魚種について、資源状況、漁業の実態、そして資源管理について説明をし、今後の資源管理のあり方について議論をしてきたところでございます。

これらの議論には水産政策審議会への報告等も含まれておりますけど、これらの議論を踏まえまして、昨年の12月には国が定めます資源管理指針に、「その他の広域魚種」として資源管理について追加記載してございます。この資料の2の裏面にこの資源管理指針の関係部分の抜粋をしております。そして、この資料の後段のほう、1行空欄がある上のところ4行ですけれども、この最後のところで、カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシ、マダラにつきましては、資源状況はおおむね安定しているものの、海洋環境の変化が資源の分布や漁獲の動向に影響することから、海洋環境や漁

獲の動向等をモニタリングした上で各地域における漁業管理などの情報を共有しつつ、各地域における関係者間の協議や広域漁業調整委員会の場などを通じて、資源管理のあり方について検討していく必要があると、そのような記載になっております。

また、ホッケにつきましては、最後の5行ほどですが、特にホッケ資源の大半を占める道北系群につきましては、資源状況が非常に悪化しているということで、漁獲量、漁獲努力量の大幅に削減などに取り組む必要があると、そのように整理をしております。

これら5魚種につきましては、これまでカタクチイワシとブリについて詳細に説明をさせていただきましたけれども、本日は残る3魚種につきましても、資源の状況、漁業実態、資源管理の現状についてご説明したいと思っております。その後にカタクチイワシとブリを含め、今後の資源管理のあり方や、今後の課題などについて、ご説明、議論していきたいというふうに考えております。

それでは、まず、マダラにつきまして、水産庁仙台漁業調整事務所の丸山からご説明申し上げます。

○事務局（丸山）

水産庁仙台漁業調整事務所の丸山と申します。よろしく願いいたします。座ってご説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料の2-1、マダラの資源・漁業及び資源管理について、によりまして要点をご説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、資料の2ページをご覧ください。

まず、マダラの生物学的特性、分布、系群についてでございます。

系群につきましては、北海道、太平洋北部、日本海の3つの系群に分類されております。

ページの下にそれぞれの系群の分布域や産卵場を記載した図がございますのでご覧ください。

各系群によりまして若干の違いはございますが、寿命につきましてはおおむね8歳から10歳、成熟開始年齢につきましては、おおむね3歳から4歳、産卵期につきましては、おおむね12月から3月でございます。食性は、幼稚魚期は主に動物プランクトンでありますカイアシ類、若齢期はオキアミ類、成魚期は主に魚類やカニなどの甲殻類、イカやタコなどの頭足類ということでございます。

次に捕食者、マダラを食べる者につきましては、海獣類それから、大型のマダラは小型のマダラを捕食するというところでございます。

3ページから5ページでございますが、こちらに各系群の資源の動向等について、記載をしております。まず、3ページの北海道につきましては、資源の水準は高位、資源の動向は増加であります。海域別ではオホーツク海と太平洋、北海道太平洋の資源水準は高位、資源動向は増加で、北

海道日本海の水準は中位、資源の動向は横ばいでございます。

漁獲量につきましては、1990年代後半以降、2004年にかけて減少傾向にありましたが、2005年以降は増加傾向にあります。漁獲との関係につきましては、代表的な漁業種類は沖合底びき網漁業に加えて、刺し網及びはえ縄漁業等の沿岸漁業で、漁獲はほぼ周年ありますが、冬季から春季に多いということでございます。また、北海道の沖合底びき網漁業の水揚げによりますと、北海道日本海では成魚の水揚げが多く、その他は未成魚主体ということで、特に釧路港及び小樽港では、未成魚の水揚げ割合が増加しているということでございます。

続きまして、4ページの太平洋北部系群でございますが、こちらにつきましては、資源の水準は高位、資源の動向は増加であります。これは東日本大震災による漁獲圧の低下の影響が大きいと考えられております。しかしながら、資源量や漁獲量に占める一、二歳魚の割合が高いため、加入が極めて少ない年級が発生すると、資源や漁獲を巡る状況は急速に悪化するということでございます。漁獲との関係では、主に沖合底びき網漁業で漁獲され、次いではえ縄、小型機船底びき網漁業による漁獲が多く、これらの漁業で周年漁獲されており、冬に産卵のために接岸する大型個体を対象とした定置網や刺し網による操業も行われております。また、1990年代半ば以降、特に若齢魚に対する漁獲圧力が強いという特徴がございます。

5ページを見ていただきまして、こちらは日本海系群についてでございます。こちらの資源の水準は中位、資源の動向は横ばいでございます。漁獲との関係では漁獲量自体は全国の1割程度と少ない状況でございますが、日本海の各県にとっては冬季における重要な漁獲対象魚種になっております。様々な漁業で漁獲されておりますが、漁獲量の8割から9割が底びき網、刺し網で漁獲されております。主な漁獲の時期は産卵回遊期である1月から3月で、4歳から6歳を漁獲しているということでございます。

続きまして、6ページから9ページまで、こちらにマダラの漁獲の状況に関する資料を掲載してございます。まず、6ページの漁獲量の推移でございますが、こちらにつきましては、1989年ごろまで遠洋では底びき網漁業等による漁獲が含まれております。それ以降、漁獲の推移を見ますと1992年の7万6,000トンピークに徐々に減少し、2002年に3万トンまで減少しましたが、これが次第に回復いたしまして、近年はおおむね4万トンから5万トンで推移をしております。

7ページにマダラの都道府県別の漁獲量を掲載してございます。左の図が2011年、平成23年の都道府県別の漁獲量でございます。北海道、青森県から茨城県までの太平洋側の県、それから青森県から島根県までの日本海側の府県で漁獲されております。海区別では北海道の太平洋北区と日本海北区で約6割、それと太平洋北区が約3割、日本海の北区と西区で約1割ということでございます。

す。なお、震災前の平成22年の漁獲割合でございますが、こちらにつきましては北海道が約4割、太平洋北区が約5割、日本海が約1割という状況でございました。

8ページはマダラを漁獲する漁業について掲載してございます。平成23年は漁獲量の52%が大匠許可漁業である沖合底びき網漁業により漁獲されております。知事許可漁業では、刺し網漁業、それから、はえ縄漁業、小型機船底びき網漁業、定置網漁業などにより漁獲されております。

9ページを見ていただきますと、平成13年から23年度までの、各漁業種類別の漁獲量の推移を掲載してございます。毎年度、沖合底びき網漁業、それから、刺し網漁業、はえ縄漁業などで一定程度の漁獲がございました。

続きまして、10ページから12ページでございますが、こちらにマダラの資源管理の取り組みに関する資料を掲載してございます。まず、10ページのマダラの資源管理の取り組み状況でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、国の資源管理指針では、マダラはその他の広域魚種として海洋環境や漁獲動向をモニタリングした上で、資源管理のあり方を検討するということになっております。各都道府県の資源管理指針におきましては、平成23年に漁獲のある16道府県のうち、マダラを魚種別の資源管理の対象としているのは、北海道と青森県の2道県でございます。また、漁業種類別資源管理の中にマダラが明記されているものは、青森県、秋田県などの7県で、これにはタラ類と記述されているものも含まれます。

下の日本地図のほうに、詳細をまとめてございますので、ご説明させていただきますと、まず、各都道府県の色につきましては、左側でございますとおり漁獲量を示しております。青が1万トンより多いもの、それから黄色が1,000トンより多いところ、それと、赤が100トンより多いところという色分けになっております。

また、都道府県の名前の文字が斜めになっている都道府県ですね。上から北海道、それから青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県でございますが、こちらが資源管理指針にマダラの記述があるものでございまして、このうち魚種別資源管理の対象としている道県が赤色で北海道と青森県、それから、漁業種類別資源管理の一つとしているものが青森県、それから岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県ということで青色で記述をしております。青森県につきましては、魚種別資源管理と漁業種類別資源管理の両方の措置がとられているということでございます。

続きまして、マダラの資源管理の取り組みの具体例といたしまして、11ページから12ページに青森県の取り組みを掲載してございます。青森県はマダラの陸奥湾産卵群の資源管理に取り組みされておまして、平成19年度から23年度までは広域資源回復計画における取り組みが実施されております。

して、平成24年度からは、資源管理指針等に基づく取り組みが実施されているところでございます。

マダラ陸奥湾産卵群は系群といたしましては、北海道に属するものでありまして、資源管理の具体的な内容につきましては、11ページの1の取り組み内容の(1)にございますとおり、放卵、放精後の親魚、小型魚の再放流、それから、(2)のマダラの種苗放流でございます。陸奥湾のマダラの漁獲量と種苗放流実績、それから、脇野沢村漁協における放卵、放精後の親魚及び小型魚の再放流実績につきましては、下の図の表のとおりでございます。

12ページのほうにマダラの稚魚の標識放流の詳細につきまして記載してございますので、こちらにつきましては、後ほどご覧ください。

最後に13ページにこれまでのまとめを掲載してございます。まず、マダラは北海道、それから太平洋北区、日本海北区及び日本海西区において漁獲されているということでございます。それから、北海道、太平洋北部、日本海の3つの系群はそれぞれ資源の状況が異なり、北海道につきましては、沖合底びき網漁業の漁獲動向から資源の水準は高位で資源動向は増加、海域別ではオホーツク海と北海道太平洋の資源の水準は高位で資源動向は増加、北海道の日本海の水準は中位で資源動向は横ばいでありまして、太平洋北部につきましては、近年の資源量の推移から資源の水準は高位で、資源動向は増加でありまして、これは東日本大震災による漁獲圧力の低下の影響が大きいということでございます。

日本海につきましては、全体の漁獲量と漁獲動向から資源の水準は中位で資源動向は横ばいということでございます。

マダラを漁獲する漁法につきましては、沖合底びき網、はえ縄、刺し網、小型機船底びき網などで、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難なことから、漁業種別資源管理により魚種を包括した資源管理措置が図られております。具体的な資源管理の取り組みといたしまして、青森県では、放卵、放精後の親魚及び小型魚の再放流を行うとともに、マダラの種苗放流を実施しているということでございます。

マダラの資源・漁業及び資源管理につきまして、私からのご説明は以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

続きましては、ウルメイワシについて、管理課の南計画官にお願いしたいと思っております。

○事務局(南)

水産庁管理課の南と申します。よろしくお願いたします。

資料は2-2でございます。資料の構成は先ほどのマダラと同様の構成の資料となっております

ので、順次、ご説明させていただきます。

まず、3ページをご覧くださいと思います。ウルメイワシの特性・分布・系群についてまとめた資料でございますが、ウルメイワシにつきましては、この分布図にありますとおり、太平洋中西部に分布する太平洋系群、それから日本海西部から東シナ海に分布いたします対馬暖流系群の2系群に分けられています。寿命は太平洋系群では2歳前後、対馬暖流系群では3歳、いずれの系群も1歳で成熟が開始されると考えられています。産卵期は、太平洋系群では10月から7月ごろ、対馬暖流系群は九州周辺水域では周年、日本海北部では春から夏ごろとされています。

次に4ページ目をご覧くださいと思います。まず、太平洋系群の資源動向、資源状況についてでございますが、まず、資源評価では、この系群、資源量のデータや知見が不足しているため、産卵量によって推定が行われているところであります。近年の産卵量の推移から資源水準は中位、動向は横ばいというふうになっております。

資源の特性といたしまして、近年では2004年から2007年まで産卵量の増加が続きましたが、2007年産卵期にピーク、その後2008年に減少というふうに通じっておりまして、2009年以降の産卵量は、その後安定しているという状況となっております。

続きまして、5ページでございます。対馬暖流系群の資源動向等でございますが、こちらは資源水準は中位、動向は増加傾向という資源評価結果となっております。グラフをご覧のとおり、1980年代前半にかけまして資源量は減少傾向にありましたが、1980年後半から90年代前半にかけて増加、その後2000年代前半にかけて再び減少しましたが、2001年以降は変動しながらも徐々に増加傾向という形になっております。

次に漁獲の状況ですが、6ページをご覧くださいと思います。漁獲量につきましては、2000年代前半は3万トン前後となっておりますが、次第に増加いたしまして、2000年代後半は5、6万トンで推移、2011年、2012年は8万トンを超える高い水準であるというふうになっております。

次に7ページでございます。都道府県別の漁獲量をお示ししておりますけれども、ご覧のとおり、太平洋の中西部から日本海西部から東シナ海周辺の府県が漁獲の中心となっているという状況でございます。下のほうは大海区別の漁獲量を参考に記載してございます。

次に8ページでございます。8ページには漁業種類別の漁獲状況を整理しております。ご覧のとおり、中小型まき網漁業による漁獲が大半を占めております。また、漁獲量全体の8割以上が知事管理漁業による漁獲となっている現状となっております。

次に9ページでございます。資源管理の取り組み状況についてですが、まず、国の管理指針におきましては、先ほど資料2でもご説明してきましたとおり、ウルメイワシにつきましても、この指

針に新たに追加いたしまして、海洋環境や漁獲動向等のモニタリング、各地域における漁業管理等の情報共有を行いながら、また関係者間の協議、広調委などを通じまして、今後資源管理のあり方について検討することとしております。

また、都道府県の資源管理指針におきましては、2012年、漁獲のある32の道府県がございましたが、ウルメイワシを魚種別資源管理の対象としているのが高知、長崎の2県。また、漁業種類別の資源管理の対象としているのが和歌山、島根、宮崎といった18府県というふうになっております。具体的な管理措置といたしましては、右側の括弧のほうに入れておりますが、休漁日の設定、操業日数の制限、漁具制限といったような取り組みが行われているところでございます。

それから、最後に10ページ目となりますが、まとめといたしまして、内容は繰り返しとなりますが、まず一つ目として、太平洋系群の資源状況は資源水準は中位、動向は横ばい。次に、対島暖流系群は資源水準は中位、動向は増加、それから漁獲の大半が中小型まき網などを中心といたします知事管理漁業によるものとなっていること。それから、太平洋系群については、現在の漁獲圧が資源に悪影響を及ぼすという可能性は小さいというふうに評価されておりますが、将来的に海洋環境が変化した際には注意を要すること。対馬暖流系群につきましては、漁獲の大半が0歳魚、1歳魚であり、資源を安定して利用するためには、漁獲圧を上げないこと、親魚量を維持することなどの方策が有効であること。それから、最後に資源管理の取り組み状況につきましては、一部の府県において個別に取り組まれているところでありますが、まだ広域的な資源管理の取り組みは行われていないと、こういった状況となっているということでございます。

以上、概略ではございますが、ウルメイワシに関する資源状況、漁業それから資源管理の取り組みの現状につきまして説明を終わらせていただきます。

○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして資料の2-3でございます。ホッケの資源関係につきましては、北海道漁業調整事務所の蓬田課長にお願いしたいと思います。

○事務局（蓬田）

北海道漁業調整事務所の蓬田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、私から北海道におけるホッケ資源管理の取り組みについてご説明させていただきます。お手元の資料のうち、資料2-3のほうをご覧ください。

我が国周辺水域のホッケは主に北海道周辺水域に分布しております。このうち、日本海北部からオホーツク海に広く分布し、漁獲の大半を占めている主要な系群が道北系群と呼ばれるものになり

ますが、この資源状況につきましては、独立行政法人水産総合研究センターの資源評価の結果、資源水準は低位、動向は減少と評価されておりまして、近年厳しい資源状況にあるところです。

次に漁獲の状況でございます。関係する漁業種類は沖合底びき網漁業を主体として、沿岸の定置網漁業、底建網漁業、刺し網漁業などとなり、北海道内の多種多様な漁業種類によって漁獲されている状況でございます。また、漁獲量につきましては下の図にありますように、1980年代前半に10万トンから3万トンまで減少しましたが、その後増加し、1990年代前半に10万トン代まで回復しております。その後も増加傾向が続き、1998年には20万トンを超え、その後10万トンを超えて推移しておりましたが、2009年以降、漁獲量が急減しまして、2012年の漁獲量は6.2万トンと近年急激に減少している状況にあります。

次に資源管理の状況です。先ほどご説明したような、近年、特に2009年以降の資源状況の悪化と漁獲量の減少を受けまして、北海道内の漁業者、行政、試験研究機関が協力し、漁業者による自主的な資源回復対策に平成24年秋から平成27年夏までの3年間、取り組むことを一昨年に決定しております。

資源回復の目標としましては、将来的に10万トン程度の漁獲が持続的に確保されることを目指し、資源を支える未成魚の保護と産卵親魚の確保のために漁獲量、または漁獲努力量の3割程度を削減する措置を、各地区、各漁業種類単位で、漁業者自らが取り決め、現在、各地区、各漁業種類において、漁業者が主体となった自主的な資源管理措置を実施しているところでございます。

次のページにまいります。こちらの資料は、先ほどご説明しました自主的な資源管理措置について、各地区、各漁業種類ごとに取り決めた具体的な取り組み内容と、平成25年1月から12月までの1年間の取り組み実績を簡単にまとめた表になります。なお、沖合底びき網漁業につきましては、表の下に注意書きをつけておりますけれども、資源管理措置を決定した一昨年秋の時点を起点に、操業管理を実施してきていること等から、沖合底びき網漁業分のみ、平成24年9月から平成25年8月までの1年間の取り組み実績となっております。

それでは、一番左側の列に取り組みを実施する地区、漁業種類をお示ししております。

資源管理の取り組みを実施している地区及び漁業種類ですが、日本海側の小樽地区では、沖合底びき網漁業、底建網漁業、刺し網漁業、少し北の留萌管内では、えびこぎ網漁業、底建網漁業、日本海とオホーツク海にまたがる宗谷管内では、沖合底びき網漁業、底建網漁業、刺し網漁業、中型まき網漁業、オホーツク海側の北見管内では沖合底びき網漁業、底建網漁業、定置網漁業、刺し網漁業となっております。

次に表の真ん中の列にそれぞれの資源管理措置の内容をお示ししております。資源管理措置の内

容については、全体として漁獲努力量の削減措置として、操業日数や操業期間等の短縮が柱になっておりますが、宗谷及び北見の沖合底びき網漁業においては、漁獲量の削減に取り組んでおり、また沿岸の一部地域では目合規制や入網回数の削減についても、操業期間の短縮と合わせて取り組んでいる地域もございます。

次に平成25年のそれぞれの地区、漁業種類の取り組み実績について、1番右の列に、それぞれお示ししております。一部、事前に取り決めた取り組みを実行するだけの漁獲状況に満たなかった地域、漁業種類もございますが、それ以外の地域、漁業種類については、事前に取り決めた操業日数の削減や、操業期間の短縮、また目合規制や入網回数の削減等に取り組む、各地区、各漁業種類共に漁獲努力量または漁獲量について、従来と比べておおむね3割程度の削減を実施している状況でございます。

以上の通り、ホッケに関しましては、関係する漁業者が一丸となって行動をし、これに行政や試験研究機関等がしっかりと協力していくという体制のもとで資源管理に取り組んでおります。

ホッケに関する説明は、以上となります。

○松岡会長

ありがとうございました。それでは、資料の2-4をごらんいただきたいと思います。資料2-4、「TAC魚種以外の広域重要魚種の資源管理について」、管理課の城崎補佐から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

それでは、横書きの資料の2-4をお手元にご用意いただければと思います。これまで、カタクチイワシとブリについての議論、そして、ただいまの三魚種の資源管理や資源の状況などについて、一つの紙にまとめたものでございます。

まず、カタクチイワシにつきまして、若干、前回からのおさらいになりますけれども、現状の認識としますと、複数ある系群はそれぞれ異なった資源状況にあるということ。資源や漁獲というのが海洋環境に非常に大きく影響される。また、魚種もしらすから成魚まで、あらゆる生活史のレベルで万遍なくかつ非常に多様な知事管理漁業で漁獲されているということ。そして、既に一部の地域では、関係者が連携し資源管理に取り組んでいる事例もあると、そのような現状認識でございます。

そのような現状を踏まえますと、系群ごと、地域ごとに資源管理に取り組むべきとしつつも、数量管理による効果というものが、現時点では何とも見通すことができないと、そのような状況でございますので、漁獲努力の管理を通じて資源管理を進めていくことを基本にするのが適当ではない

かと整理をしております。その上で、右側のほうになりますけれども、今後の取り組みや課題として、系群ごと、地域ごとに資源管理に取り組む体制を整備する必要があるということと、その体制の下で関係者が資源や漁獲の動向情報を共有して、そして取り組むべき措置を検討していく必要があると、このように整理をしております。

ブリにつきましては、これはカタクチイワシと同様に、資源や漁獲の動向が、これまた海洋環境に大きく影響するという状況でございます。また、現在も分布域が北上するなど、拡大傾向にもあるという状況ですので、これは地域ごとというより全国が一つになって資源管理に取り組む必要があると考えております。

しかしながら、漁獲の半数は定置網ですとか、刺し網ですとか、数量管理をはじめとする漁獲の管理に技術的な課題を抱える漁法が多く含まれているというのが実情でございます、かつ、資源水準が現在のところ、高位増加傾向という状況にあるわけですけれども、資源の状況が良好な今のうちから全国一つの取り組みとして、広域漁業調整委員会において、関係者が資源や漁獲の情報を共有して、そして定置網などでいかなる漁獲管理措置がとり得るのか、そのようなことを検討していく必要があると整理をしております。

ホッケにつきましては、いましがたご紹介したとおり、現在は漁業者が主体となり、資源管理の取り組みが行われている最中であります。数量管理を含め、漁獲管理に技術的な課題を抱える定置網などを含めてホッケに関係する漁業者が協力して取り組む措置としましては、漁獲努力量の管理というものを基本にすることがよいのではないかと考えております。現状では漁業者によるこのような取り組みを、まずは評価をし、そして当面は、これら取り組みをしっかりと見守っていくべきであらうと整理をいたしました。

ウルメイワシとマダラにつきましては、資源の状況、漁業の実態、資源管理の現状を、今回取りまとめを行い、ご説明したところでございます。いずれの魚種につきましても、漁獲される地域が比較的限定されているということも踏まえながら、今後、例えばカタクチイワシの検討の状況なども踏まえながら、参考にしながら今後の資源管理のあり方を検討していきたいと考えております。

なお、いずれにしましても、これら広域重要魚種につきましては、それぞれの魚種についての取り組み状況というものを広域漁業調整委員会の場に報告、共有し、そして議論検討しながら進めていくことを基本としていきたいというふうに考えております。

本件について事務局からの説明は以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

5つの魚種につきまして、いろいろご説明を今、受けたわけでございます。いかがでございましょうか。ご質問、ご意見等、お受けしたいと思っております。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

まず、今の説明で、私、ブリの資源管理について、以前の会議のときも全国的には資源の動向は非常に増加傾向にある状況が続いておるので、むしろ、養殖業と、いわゆる天然魚を採捕する調整等については、やはりこれから積極的に資源管理を行うべきだという意見を申し上げたわけですが、定置網が45%という漁獲状況にあるところから、その当時も定置網のほうから、いわゆる小さいものを選別して漁獲するのは非常に厳しい、難しいというような意見もあったわけなんです。我々、養殖業者の立場から申し上げますと、ブリの資源が増加したというのは、モジャコの採捕に大きな要因があるというふうに、私は前々から、そういう主張もしておるわけなので、現代と10年なり15年前のモジャコの採捕状況から見ると、まさに何分の一、何十万分の一ぐらいしか漁獲していないというのが実態なんです。そういうことで、近年、非常にブリの資源が増加をしているような傾向にある。しかも、それが温暖化の影響もあって、北上するような傾向にもあるということなので、今回、水産庁が検討委員会のほうで、いわゆる需要と供給に見合った生産体制を行うべきだというような意見もありまして、ちょっと挫折のような話は聞いておりますが、いわゆる漁場改善計画の中では10%を一つの問題点にするべきだということで、我々は既にそういう取り組みをしているわけなんですけれども、総合的には、やっぱりこうした需要と供給の見合いという中で、養殖業も含めた天然魚の総合的な資源対策について、私は積極的に対応すべきだと。ここに書かれておりますように、この課題について、そういう方向でぜひ実効の上がるような方向をお願いしたいということでございます。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございます。

要望ということでございますけれども、今の話について、事務局何かコメントはありますか。よろしいですか。加藤室長。

○加藤室長

資源管理推進室長の加藤でございます。

今のご意見、大変重要なご示唆だと思っております。この資料にもお示ししましたとおり、ブリ

は我が国全体の中で、漁獲されております。また、地域におきましては、非常に重要な養殖種ということでございますので、太平洋広調委だけではなくて、各海区の広調委の中で、今後とも情報共有する部分と、あと、今、ございました需要と供給にあわせた、どのような体制をつくっていくかということは、資源管理とはちょっと外れるかもしれませんが、いろいろと議論をするということだと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○松岡会長

ありがとうございました。

このブリにつきましては、引き続き広調委でも検討を進めるということでございます。

よろしく申し上げます。

それでは、そのほか、ご質問、ご意見等をお受けしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。高成田委員、お願いします。

○高成田委員

ホッケについて、ご質問をします。漁獲量にムラがあるものですから、輸入がどうなっているかということを知りたい。国内漁獲量の不足分というんでしょうか、国内の需要に対する足りない部分というのを輸入が補うような形になっているのかどうか、また、輸入動向が国内での漁獲圧力にどうかかわっているのかということをお聞きしたいと思います。

○松岡会長

それでは、課長お願いします。熊谷課長。

○熊谷課長

今のご質問の輸入動向につきましては、ちょっと今回資料を用意しておりませんので、次回、またお答えしたいと思います。ただ、結果としまして、このホッケの資源が減ってきているということにつきまして、やはり資源以上に漁獲圧が高かったということが結果だと思っております。そういった意味で、今回の今の取り組みを進めていくということでございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○松岡会長

高成田委員、お願いします。

○高成田委員

どのぐらいの量の輸入があるかわからないということですが、店先で見ているとかなり輸入が多いような感じがしますので、そういう輸入が多いということが漁獲圧力を緩める方向につな

がっていただければいいのですが、逆にむしろ、漁獲圧力を高める方向になっていると、ますます具合が悪くなったものですから質問をしました。次回またお知らせいただければと思います。

○松岡会長

輸入に関しましては、次回の委員会で事務局から説明をお願いしたいと思います。そのほかのご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

特にございませんでしょうか。ブリ、カタクチに関しましては、従来からこの委員会でもいろいろ説明を受けながら、議論を進めてきたところでもありますけれども、ウルメイワシとか、ホッケ等につきましては、マダラも一部やっておりましたけれども、新しい魚種の資源の説明も本日あったわけですが、何か委員の方々でご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、先ほど、最後の事務局のご説明でもありましたけれども、資料2-4で、今後の資源管理について取り組みの課題ということで、当太平洋広調委の役割も含めまして、今後の取り組みについて説明があったわけですが、こういった内容で進めていきたいということでございます。特に質問、ご意見等はございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この議題につきましては以上とさせていただきたいと思えます。

それでは、引き続き次の議題の説明をお願いしたいと思います。次の議題は、太平洋クロマグロの管理強化の取り組み状況、それから、今後の対応ということでございます。

漁業調整課、神谷首席漁業調整官より、最近の資源評価に関する議論の状況、今後の全体方針について説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（神谷）

水産庁漁業調整課の神谷でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の2-5と2-5-2の2つについて説明させていただきます。着席して説明させていただきます。

まず、資料2-5でございますが、1枚めくっていただきまして、先月、北太平洋のマグロ類国際科学委員会でクロマグロの作業部会（ISC）が開催されております。そこで親魚資源の現在量とか、資源の保護や回復のための管理提言について議論がなされております。当初の予定ですと、3月6日にも作業部会の上部の会合である本会合が開かれて、ここで採択された後に公表という予定になっておりましたが、現時点でまだ採択されておられません。ということでございまして、以降の内容につきましては、全て日本の研究者、主に国際水産研究所というのが静岡の清水にございますが、その計算結果に基づいてつくった資料でございます。

I S Cの本会議、臨時の本会議は3月13日に開催予定でございますので、早ければそれ以降は、公式な評価報告書が出るという予定でございます。

資料の2ページでございますが、これは親魚資源の動向で、これまで何度も説明してきた部分でございますけれども、2012年の親魚資源量は2万6,324トンと、歴史的最低水準、約1万9,000トン付近となります。前回、私から説明しました資料ですと、2010年の現在の資源量が2万2,606トンと。歴史的最低水準が1万8,000トンとなっております。

これは決して資源が増加したわけではなく、特定の国の親魚をとっている国の漁獲データを加えたところ、非常に信憑性が低い計算的にこのようになってしまったということでございますので、議論の過程においては、ここは非常に、この数字は注意が必要であるという脚注がつくようになっております。従いまして、変わらない事実といたしましては、歴史的最低水準付近に依然低迷しており、回復の基調がないということでございます。

3ページでございますが、未成魚の加入状況でございます。2012年のゼロ歳魚の発生状況、加入というと非常に言葉がわかりにくいのですが、漁業対象資源として入ってきた、発生した量というのが約712万尾で、この61年間で8番目に低い数字でございます。さらに直近5年間の平均値も、これまでの平均以下となっております。図にございますように、赤い線が歴史的平均値で約1,500万尾でございますが、直近の加入量というのは、これの半分以下となっております。

4ページでございますが、「親魚資源量の将来予測」とございます。これは、昨年のW C P F Cで、今回の資源評価に対するためにいろんな削減をしたら10年後、15年後、どういうふうになるのかというシミュレーションをしろという宿題が出されております。これは、こういった宿題をやれという表でございまして、シナリオ1は、今のW C P F CとI A T T Cの規制をそのまま継続したらどうなるかということです。シナリオ2、3、4は、基本は中西部太平洋の未成魚の漁獲量を15%削減したらどうなるのかと。シナリオ5で、25%削減したらどうなるかと。シナリオ6で50%、これは中西部太平洋及び東部太平洋合わせて削減したらどうなるかという、こういったものを一応計算してみるようにという宿題が出されております。その計算結果が5ページでございます。

本年から始まりまして、今後10年間の予想を書いております。実際はシナリオは7つまでございますが、全て書きますと非常に見にくいので、あえて5つのシナリオを書いております。すみません、4つですね。一番下の青い線、ほとんど低い歴史的最低水準付近をはっているのが現在の措置を継続した場合の数値でございます。それから上に15%削減の場合どうなるかと。25%削減でどうなるかと。こうやってみますと、唯一、歴史的な中間値、約4万3,000トンがこの10年間で達成できそうなのは50%削減のみのシナリオであったということでございます。

この図というのは、それぞれのシナリオごとに6,000回シミュレーションをやりまして、その真ん中の数値を書いております。つまり、6,000回の3,000番目の数値で確立としては50%の確立となります。この線の上に行く確立が50%、線の下に行く確立が50%となりますので、これをもう少しわかりやすく、この表の一番下の脚注のところにございますが、2014年から10年以内に歴史的中間値を達成する確立はそれぞれのシナリオでどうなるのかというのを計算した場合、未成魚25%削減の場合は16%の確率と。未成魚の50%削減の場合は85%の確率で歴史的中間値を達成するというようになっております。

ちなみに、この表には載せておりませんが、例えば未成魚を40%削減した場合、どういふふうになるかという、達成確立としては53%という数値が出ておるところでございます。

6ページでございますけれども、この将来予測のポイントをまとめますと、今の低加入が仮に今後ともずっと継続するとした場合は、今の国際機関で採択されている措置では、親魚資源の回復は期待できないという点がございます。2つ目に低加入が継続する場合、未成魚50%削減した場合のみ親魚資源が回復すると。この場合、親魚資源は10年以内に85%の確立で約4万3,000トンまで回復する見込みとなっております。

こういった結果を踏まえ、ISCから出されるであろう予想される管理の提言でございますが、7ページでございます。当然、漁獲死亡率及び未成魚漁獲量の大幅な削減というものは、間違いなく出ると思います。2つ目の未成魚の加入動向を迅速に把握するため、加入のモニタリングを強化と。これは、昨年の勧告と同じものが出るであろうと思われま。

ここで、具体的に何%削減しろというのは、書かれないわけでございますが、これは、WCPFC及びIATTCの国際機関のほうで、いつまでにどれだけの量を回復したいかという達成目標をまだ提示していないために、具体的な削減幅が提示できていないということになります。従って、今後、我々に求められるのは、いつまでにどれだけ回復させるかという削減目標をはっきり示していくことと。それに伴って必要な削減を実施していくことの2つとなります。

では、それで日本としてどのようなことをやっていくかというのが、8ページの資料でございますが、最初の黒丸でございますが、我が国としては、太平洋のクロマグロの親魚資源を10年以内に歴史的中間値まで回復させたいと、これを大きな目標として取り組んでいきたいと思っております。そのために未成魚の漁獲量の2002年から2004年の平均レベルからの半減に向けまして、国際的あるいは、国内的な対応を進めていくこととしたいということでございます。

さらに、次のページでございますが、こういった方針を実現するために国際的にやるべきこと、国内的にやるべきことがございます。国際的には今言った目標が採択されるよう、国際機関におい

て我が国がリーダーシップを一層発揮していくことが必要になりますし、国内的にはこの半減というものを取り組むために、今までいろんな措置を導入してまいりましたけれども、とりわけ、まき網については漁獲量の上限規制を強化すると。曳き縄及び定置等の沿岸漁業につきましては、今年の4月に承認制を導入いたしますが、これをベースに漁獲量のモニタリングのシステムを構築して、漁獲の状況がほぼリアルタイムでわかるような状況をつくって、とりすぎないように漁獲を抑制していくということが必要かと思われまます。

なお、この削減幅、半減というのをいつまでやるのかという話でございますけれども、今の悪い状況が仮にずっと続けば10年ということになりますけれども、現実には未成魚の加入というのは、例えば、— またちょっと資料3ページに戻っていただきたいのですが — クロマグロの管理というのは、加入が非常に変動しておりますので、平均値で見ますと、低加入であっても、例えば1990年代のように、ぽっと加入がよくなる、我々では卓越年級群とっておりますが、こういったものをしっかりとり残していけば、資源の回復というのは、一層早くなります。ISCでは、資源評価は— すみません、9ページに戻っていただきまして — 原則3年ごとに行われることになっておりますので、卓越年級群のとり残し等、我々の努力がどういうふうにあったかということも含めて、3年ごとの資源評価の見直しを踏まえて、漁獲量の削減というのも適宜見直しが図れるよう、そういった国際措置となるように努力していきたいと思っております。

引き続きまして、参考資料のほうでございますけれども、これは基本的に今までお配りしたものと同様でございますが、特に今回、新たに加えましたのは、参考資料の13ページをご覧ください。

これは国別の太平洋クロマグロの漁獲状況を成魚と未成魚に分けてお示した図でございます。左側、日本、韓国、台湾、メキシコと国の下に未成魚、成魚というのが分かれており、2012年までのデータがございます。さらに、2002年—2004年の平均基準となる値と、一番下の欄には2002年—2004年から50%削減したらどうなるかというのを書いております。我が国の場合でいきますと、2002年—2004年の平均は8,015トンです。これからの50%削減した後の値というのは、4,007トンになりますが、2012年の日本の漁獲実績を見ていただきますと、3,815トンと非常に変動が激しい中で、2012年は既に50%を下回る漁獲しか得られていないという状況がおわかりいただけるかと思えます。

次のページでございますが、14ページになります。これは、特に日本の中で、漁業種類別に、さらに成魚と未成魚をとっているものを細分化した資料でございます。左側の大きくりの部分でございますと、まき網全体で02—04の平均が4,545トンというところに、2012年の漁獲実績は1,400トンと。曳き縄、手釣り、— マス飛びまして、いきますと、平均値が2,300トンのところに570トンだけの漁

獲ということになりまして、これを総計しますと、先ほど言いました8,015トンの中の2012年の漁獲実績が3,815トンということで状況が非常に悪いということを示しております。

あとは、資料の20ページに、移っていただければと思います。

これは年齢別にそれぞれの漁業が漁獲死亡にどういうインパクトを与えておるかという図でございます。左上が0歳魚でございます。一番下のオレンジ色というのが東シナ海のまき網、一つ上の赤が韓国のまき網でございます。緑色が曳き縄で、その上の青が定置ということになります。これが、1歳魚になりますと曳き縄の比率が減り、そのかわり西日本のまき網及び、韓国のまき網の比率が上がってくるということになります。2歳魚になりますと、メキシコの比率が上がり、4歳魚以降になりますと、黄色い部分は日本海及び太平洋のまき網の比率が上がり、7歳以降ですと、青い色が台湾のはえ縄、黒い部分が日本のはえ縄でございますので、はえ縄の比率が上がってくるという状況になっております。

以上の補足説明も加えまして、私の説明を終わらせていただきます。

○松岡会長

ありがとうございました。

太平洋クロマグロの資源管理ということで、大変重たい課題でございますが、今、ご説明がございました。皆様からのご質問、ご意見をお受けしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

野崎委員、お願いします。

○野崎委員

かなりドラスティックな話で、各まき網漁業等に影響があるかと思っています。いずれ国の方針として、これを示された中で、今後業界内への説明、それから合意形成等をするというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○松岡会長

事務局お願いします。

○事務局（神谷）

そういう方針で間違いございません。

ですから、今日は大きな方向性を示させていただきました。それを具体的にどのようなふうになっていくかというのは、これから、公的な会合、あるいは我々が現場に出向いての説明とか、あらゆる機会を利用して、意見の集約を図っていきたいと思っております。

○松岡会長

はい、野崎委員。

○野崎委員

ありがとうございます。

特に削減率ですけれども、いきなり25%から先ほど40%のときには、歴史的平均値に達するのが53%という、あの口頭での説明がありましたけれども、やはりこれは30、40、50と刻んで説明していただきたいなと思っております。

○松岡会長

神谷首席漁業調整官。

○事務局（神谷）

申しわけございません。全てを一枚の表に網羅いたしますと、なおかつ、実はこの統計の幅というのまで加えてやると非常に見にくくなりますので、こういった形になりましたが、実はもう一つ、気をつけないといけない要因がございます。

これは過去の歴史的最低値を決して割り込んではいけないように、資源を管理しないといけないという部分がございます。こちらの計算はまた別途あるわけなんですけれども、歴史的最低値を割り込まないようにするためには、逆に言いますと、未成魚の50%削減をしないと、それが達成できないというような負の部分もあります。ISCの結果の報告というものでしたので、この表には加えておりませんでしたけれども、国内の説明の際には、そういったものも含めてやらせていただければと思っております。

○松岡会長

野崎委員、よろしいでしょうか。

是非、事務局でも承認制移行のときも現地に出向いていってしっかり説明していただいたわけですが、引き続きその辺、業界それから現地への説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

和田委員、お願ひします。

○和田委員

高知県です。

ただいまの質問等については、十分に理解したわけですが、これから先、水産庁として、遊漁の対策について、この事業についてどのように取り組んでいくのかそこらあたりをお願ひしたいと思ひます。

○松岡会長

遊漁の問題について、事務局、お願ひしたいと思ひます。

内海課長、お願ひします。

○内海課長

遊漁については、かねてこの委員会でも、クロマグロのこういった努力、漁業者の方々の努力に鑑みて、どういう状況になっているのかというお話がありました。現在、関係の団体の力も借りて遊漁の漁獲はどうなっているかということで、調査をしております。それも踏まえて、またどの程度、これまた、この議論の中で今もまき網、沿岸、それぞれ今後考えていくという話がありましたけれども、その中でも、今言いましたような調査の結果を踏まえて、また、必要に応じて議論をしていきたいというふうに考えております。

○松岡会長

和田委員。

○和田委員

議論はわかるけど、やはり漁業者自らが水産庁の方向の中身を努力をしなければならないという中で、やはり、水産庁としても遊漁対策についてはきちっと明確に、このように取り組んでいくというようなことを、次回の会議ではお願いしたいと思います。

○松岡会長

内海課長よろしいでしょうか。水産庁のほうでは、その件で調査を実施されておるということでございます。結果が出ましたら是非、この場で説明をお願いしたいと思います。

そのほか、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

事務局、お願いします。

○事務局（城崎）

今のこれからの取り組みの中で、まず、私どもから初めに申し上げるのは、今、この4月の1日からは、従来の広調委の届出制から承認制に移行するというところでございます。この届出制から承認制に至る間は、ここ数年来、この広調委を初め、また、各地区、各浜でいろいろなご意見をいただきました。

まずは、この承認制移行に当たりまして、関係者の皆様方に感謝申し上げたいと思います。一方で、今説明がありましたとおり、太平洋クロマグロの資源状態を踏まえますと、関係する業界全体で対応方針を早急に検討する必要があるということについてはご理解いただきたいと存じます。このうち、科学者のほうから、未成魚の加入動向を迅速に把握するための加入モニタリングの強化ということにつきましては、まずは、未成魚の水揚げの多い県、そういう県を中心に情報収集体制を築いてまいりたいと考えております。近日中に、関係県にお声かけをして、どういう取り組みができるのかということについては、検討会議を開催していきたいと考えておりますので、その際には

ご協力をお願いしたいと思っております。

また、漁獲の抑制につきましては、沿岸漁業は曳き縄、あるいは定置網というように、各地区、各地域、各漁業種類ごと、さまざまな事情がございます。そういう中で、何ができ、何ができないのかということについては、これはもちろんですけども、浜の皆さん方のお声も伺いながら、相談してまいりたいと考えております。その際には、是非とも、ご意見をご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○松岡会長

そのほか、何か委員の皆様で。

はい、高成田委員。

○高成田委員

クロマグロがこれだけ深刻な状況であれば、当然こういう規制を、何らかのことをやらなければいけないというのはよく理解できます。ただ、このクロマグロの場合、国際的な管理が重要だということで、担当の委員会でおやりになっていると思いますが、例えばこの資料の中ですと、最後のほうに、韓国からの情報収集というところが出てきます。国際的な委員会は別にしても、国内的に規制の目標を実現するための担保措置ができないのかどうかということで、もう少し具体的な政策がないのかなという感じがします。そうしないと、日本の国内の漁業者にばかりとは言いませぬけれども、圧力がかかるという一方で、そのほかのところは相変わらず乱獲に走るのではという疑念が生じる。もちろんその背景にあるのは、輸入するのはほとんどが日本だというのが前提になっているのですが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○事務局（神谷）

今のご指摘いただきました、広調委でこういう言い方がいいのかどうかわかりませんが、お気持ちは私も共有しておりますので、そういう方向で何ができるのかとかいうのも真剣に検討してまいりたいと思っております。

○高成田委員

国際的委員会は別にして、もし国内的な措置でどういうことがあるというのは、もう少しメニューというか、こういうこともあり得るといような、あるいは可能性が、やろうと思えばできるんだといような、そういう具体的な政策レベルでも、もう少し、今回とは言いませぬけれども、ご説明をいただければと思います。

○松岡会長

神谷調査官、次回以降ということによろしいですか。

○事務局（神谷）

いろいろ検討いたします。9月のWCPFCには、また新たな保存管理措置案というのを出すこととなりますので、そういった機会まで、また広調委が10月でしたら、そういった機会にご報告できるようにしたいと思っています。

○松岡会長

ありがとうございます。高成田委員、よろしいですか。

そのほか、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、この問題につきましては、非常に国際的な資源管理が伴うという非常に難しいものがあると聞いております。是非、日本側におかれましては、リーダーシップを発揮して、日本が不利にならないように適正な措置がとれますように、是非頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

それでは、この件につきましては以上で終了させていただきます。

続きまして、議題の4に移らせていただきたいと思います。

平成26年度資源管理関係予算について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

それでは、資料の3をお手元にご用意いただきたいと思います。

資料の3、「資源管理・漁業経営安定対策」ということで、平成26年度予算の概要を示したものでございます。内容は秋の広域漁業調整委員会で説明したものと数字が若干変動しております以外は、変更はございません。資源管理・漁業経営安定対策として、収入安定対策の部分と、漁業経営のセーフティーネットの関係がございしますが、全体で390億円の積み上げとなっております。資源管理に直接かかわるものとししますと、1番の漁業収入安定対策事業ということで、これは漁業共済や積立ふらすを活用して、収入額が減少した場合に減収補てんをするための支援でございます。

2番目の資源管理体制推進事業は、都道府県が資源管理指針の見直しや検討、あるいは都道府県が設置をします資源管理協議会が履行確認を行ったりする、そのための経費として4.1億円計上されている状況でございます。

1ページめくっていただきまして、資源管理指針等推進事業につきましては、これは例えば全漁連のほうで資源管理計画等の普及啓発にかかる経費ですとか、大臣管理漁業の団体が資源管理指針の見直しなどを行うとき、そのための費用として4,700万円余を計上しているものでございます。

予算案は、現在、国会で審議中でございますが、国としましては、今後とも資源管理計画の策定見

直しなど、漁業者の方々の資源管理に向けた取り組みというものを支援してまいりたいと考えております。

簡単ですが説明は以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

本件につきまして、質問は後ほど一括してお受けしたいと思いますので、恐縮ですが、次の議題5に移らせていただきたいと思います。

議題5は、その他ということでございまして、事務局から3点ほど報告事項があるということでございますので、説明をお願いしたいと思います。

まず、事務局のほうから「浜の活力再生プラン」ということで、防災漁村課伊藤課長補佐からお願いいたします。

○事務局（伊藤）

防災漁村課の伊藤と申します。私のほうから資料4ということで、浜の活力再生プランについて、概要を簡単に説明させていただきます。

資料に沿って説明させていただきますが、まず、1枚目、A4横の概要というか必要性、効果といったところを見ていただきたいと思います。

漁業、漁村の現状ということで、皆さんご承知かと思いますが、魚価の低迷あるいは燃油資材等の高騰があるという状況で、実際に統計的に見ていきますと、平成12年で平成22年を100とした場合に、平成12年が98ポイントだったものが、平成24年は103ポイントということで産地価格というのは、この12年間ほとんど上がっていない状況。一方でA重油につきましては、同じく平成22年を100とした場合に、平成12年42ポイントが平成25年130ポイントを超えているという状況で3倍強の価格が上がっている状況にあります。

そういった中で漁業者の皆さん、漁業収入が減少しておったり、漁業コストが増大しておるということで非常に厳しい状況が、現在も続いているということでございます。

現状で、漁業収入に占める漁労支出の割合を見ていきますと、65%が漁労支出になっているという状況で漁家の所得というのは低迷している状況でございます。統計的に見ますと、漁労所得ということで年収200万円強という状況でございまして、勤労者世帯の所得と比較しますと、3割から4割程度ということで、漁家経営、非常に厳しい状況だというふうに認識しております。

こういった状況でございますから、上の右にあるとおり、代船の建造が難しいですとか、後継者がいないとか、こういったことによって漁業が衰退していくという中で、漁村も人口が減っている

現状からしますと、将来的に漁業の衰退や漁村の消滅、こういったものが懸念されている状況になっているのではないかというふうに認識しております。

水産庁としましては、こういった漁業の現状を少しでも改善していこうということで、どういったことを考えていけばいいのかと考えた場合に、やはり漁家の所得を上げていく必要があるだろうというふうに考えた次第でございます。

1枚目の真ん中の枠囲みにありますが、漁業や漁村再生のためには、漁家所得の向上を目指す、こういったことを考えていかなきゃいけないだろうということで、そこにあるとおりでございますが、漁業の現場だけではなくて、加工とか流通を含めて、各浜で総合的な戦略をつくっていく必要があるだろうというふうに考えております。

そういった、各浜ごとの総合的な戦略、これを「浜の活力再生プラン」というふうに名前をつけまして、こういったものを各浜ごとでつくっていただきたいというふうなことで、「浜の活力再生プラン」の計画づくりをお願いしたいということでございます。

「浜の活力再生プラン」につきましては、1枚目の下の左側にありますとおり、内容的には魚価の向上の取り組みということで、例えば高鮮度の出荷をしていくとか、簡易な加工をするとか、あるいは、販売先として直販とか輸出の取り組み、こういったことによって、魚価を向上する。付加価値を向上させて販売していくといった、そういった取り組みを位置づけていただきたいということ。

それから、漁業コストの削減の取り組みということで、エンジンを換装して省エネ機器、省エネタイプのエンジンに変えていくとか、操業を協業化することによって漁家経営を効率化していくといった漁業コスト削減の取り組み、こういったものを位置づけていただくということと、あわせて加工とか観光業といった他産業、異業種との連携も進めていただけないかと、そういった内容でプランの検討を行っていただきたいということでございます。

それで、これらの魚価向上とか、コスト削減とか、他種産業との連携、こういった連携、取り組みを通じまして、5年間で漁家所得10%以上向上するような目標を掲げて、そういった目標を掲げた上で各漁村で、取り組みを進めていただきたいというふうに考えております。それがひいては漁業の活性化、漁村の再生、こういったものに流れるだろうというふうに考えている次第でございます。

これらの「浜の活力再生プラン」の策定に当たりましては、平成25年度の補正予算——1枚めくっていただければと思いますが——「浜の活力再生プラン」策定推進事業、といった予算措置をさせていただきます。

具体的に予算額としましては、そのページの5 予算額とありますが、補正予算において1億5,000万円、26年度の当初予算において5,000万円ということで、これら今年度から来年度にかけて使っていただくことができる予算になっております。

つまり、26年度中に2億円のプラン策定費用が計上されているということでございます。このプラン策定に当たりましては、事業主体ということで、3にあります。地域水産業再生委員会という組織をつくっていただきます。それにつきましては、市町村漁協は必須の構成員とさせていただきたいと思っておりますが、先ほど申しましたとおり、その他、加工とか流通、観光の方を含めていただいた委員会でプランを検討していただきたいというふうに考えております。

予算の内容にしましては、1プランあたり50万円までを国費で助成させていただくということで、定額で50万まで国費助成をするという形にさせていただいております。ですから、2億円の予算で200地区のプラン策定が可能ということになります。

ちょっと、1枚めくっていただきまして、プロジェクトの概要をポンチ絵をつけております。真ん中ちょっと左よりに地域水産業再生委員会というふうにございますが、先ほど言いましたとおり、この委員会でプランを策定していただくということになります。漁協、市町村必須で、その他関連する方を委員に含めていただいて検討していただくことになります。プラン作成推進事業の支援の内容としましては、その左上にございますが、専門家派遣とか、先進地の調査、それから委員会の活動経費ということで会費等について支援させていただくという形になります。

各地域水産業再生委員会で作っていただくプランにつきましては、水産庁のほうに提出していただきまして、水産庁のほうで内容確認させていただいた上で承認をしたプランについては、関連施策ということで補正で成立しております省エネルギー活用推進事業ですとか、省エネルギー機器等導入事業、それからもうかる漁業沿岸版について優先採択等が実施されるという形で関連事業を優先採択していくということで、浜の活力再生プランを各浜で作っていただきたいということで考えているところです。

国のほうで、確認する内容としましては、先ほども申しましたけれども、魚価の向上の取り組みと、漁業コスト縮減の取り組み、こういったものが双方位置づけられていること。それから、プランの目標としまして、5年間で10%の漁業者の皆さんの所得向上の目標が掲げられていること。それと、国の施策との整合性がとれていること、こういったものを確認させていただいて、問題なければ承認していくということにさせていただいております。

ちなみに、今年度の補正予算については、既にこの推進事業につきまして、要望を伺っております。具体的に100地区程度、プランの策定をしたいというところから、要望が上がってきております。

す。まだまだ予算的には十分ございますので、今後浜の活力再生プランの検討を行いたいといった地域があれば、水産庁のほうに相談いただければと思います。

あと、つけている資料では、浜の活力再生プランのイメージですとか、パンフレットということで、「漁業者の皆様へ」ということで、水産日本復活を目指した取り組みが始まりますといったパンフレット、この下に連絡先、水産庁防災漁村課の連絡先がございますので、何かございましたら、こちらのほうに連絡いただければと思います。

あと、ホームページ上に浜の活力再生プラン策定推進事業に関する要領等、関連する資料も載せておりますので、水産庁のホームページから確認いただければと思います。

資料4につきましては、以上で説明を終わります。

○松岡会長

ありがとうございました。資料の5もよろしいですか。

○事務局（伊藤）

続きまして、資料5について説明させていただきます。

これは、先ほど言いました、「浜の活力再生プラン」と連携する取り組み、予算的なものではございませんが、プロジェクト「浜の応援団」ということで、これは2ページ目ですかね、水産日本の復活に向けて、－プロジェクト！「浜の応援団」－というページがございますが、この枠囲みの下に、「浜」と「浜の応援団」「水産庁」というふうになっておりますが、先ほど言いました浜の活力再生プランで作成いただいたプランの具体的な個別の取り組みについて、浜の応援団ということで、それらの取り組みをサポートするような皆様を、今、水産庁で募集させていただいております。

「浜の活力再生プラン」は各地域でつくっていただく形になりますが、「浜の応援団」は域外から浜を応援していただける方、水産関係の方、それからそれ以外、異業種の方も含めて応援団ということで登録していただいて、その応援団の皆さんが持っている技術、人材、ノウハウ、こういったものを浜の取り組みに生かしていただきたいという趣旨でございます。

水産庁におきましては、「浜の活力再生プラン」の取り組みと「浜の応援団」のそういった技術等がマッチングするものがあれば、相互に連携するということで紹介させていただいたり、そういった取り組みを進めていくということで、浜の取り組みについて、より実効性を高めていきたいということで、浜の応援団という取り組みを始めております。

具体的には、3ページ目にありますが、連携・協力のイメージ例ということで、各浜の取り組みで困ったところについて、応援団でサポートできるような内容について、水産庁のほうでマッピン

グをさせていただきたいということでございます。

4 ページ目になりますが、問い合わせ先ということで、これ、水産庁の中の企画課を中心に事務局等行っております。こちらについても、水産庁のホームページから応援団の登録フォーム等を確認していただくことができます。具体的には、最後のページ、5 ページ目にありますが、参考でつけておりますが、浜の応援団プロフィールということで、浜の応援団になっていただける個人の方、団体の方、あるいは企業の方、どなたでもこのフォームを記入して登録いただけるようになっておりますので、各現場のほうで、こういった取り組みをされている企業等の方がいらっしゃって、ご紹介していただけるのであれば、こういった取り組みがあるということ、それぞれご紹介いただければと思っております。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、3 番目の報告事項ということで資源管理推進室の加藤室長から、資料の6 でございますけれども、資源管理のあり方検討会についてということで説明をお願いいたします。

○加藤室長

それでは、資料6 をごらんください。

冒頭、枝元部長からの挨拶の中でも触れさせていただきましたが、今般水産庁の内部に有識者からなります資源管理のあり方検討会を設置して、議論をしたいと考えております。

設置の趣旨につきましては、資料記載のとおりでございますけれども、近年、生産量が低迷している中で水産日本の復活を果たすという、浜活プランと同様の目的をもって、我が国の水産資源の回復と漁業生産の維持増大ということが非常に大きな課題になっております。それらの課題に対応するための検討会ということで開催したいと考えております。検討事項につきましては、2 番目に書いてございますがT A C 制度等の現在の資源管理施策の現状と課題について整理し、いろいろなご意見をいただきたいというように思います。

また、実際に資源管理の取組を検討するに当たりましては、一般論だけではなくて、具体的な魚種を事例として、今後の資源管理の進め方を検討させていただきたいと考えております。記載のとおり、太平洋クロマグロ、スケトウダラ、トラフグなど、現在、資源が悪化している魚種を事例とした検討を進めたいと思っております。

また、広域資源のところでも、若干触れましたけれども、定置漁業等における資源管理のあり方、あるいはI Q 方式の導入の可能性ということにつきましても、全体の議論の中で進めさせていただ

きたいと思っております。具体的には、今月末ぐらいに第1回目を開催しまして、月1回ぐらいのペースで6月ぐらいに取りまとめを行うというようなスケジュールを考えてございます。

裏面には別紙として、検討会の委員の方々の名簿を掲載しております。

説明は以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。

以上で、議題4と5にかかわります説明が終わりました。

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、以上で本日の議題が全て終了いたしました。

せっかくの機会でございます。皆様方から何か、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいと思っておりますけれども、その他の事項ということで何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で当委員会を閉じたいと思っております。

事務局におかれましては、本日いただいたご意見、ご要望等を踏まえまして今後の委員会の運営に活用していただければと思っております。

それでは、引き続き、事務局から次回の委員会の開催予定を説明、お願いできますでしょうか。

○事務局（城崎）

例年どおり、今年の11月ごろに次回の委員会を開催したいと存じます。日時や場所等につきましては、各部会との関係もございませるので、会長及び各委員の方々のご都合も伺いながら、調整していきたいと思っておりますので、その際には、是非よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松岡会長

次回は例年どおり11月ごろということで予定されているとのことでございます。委員の皆様には、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会したいと思います。

委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力及び貴重なご意見を大変ありがとうございました。

なお、議事録署名人に指名させていただきました愛知県の船越委員、農林水産大臣選任委員の清

家委員、お二方には、後日、議事録が送付されると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これもちまして、第20回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。
大変ありがとうございました。

閉会

以上は、審議内容と相違ないことを認め、署名押印する。

会長

議事録署名人

議事録署名人